

## 小竹町観光振興推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、町内で観光の振興に関する事業を行う事業者を対象に、事業の広報宣伝等に関する取り組みを支援し、本町観光振興に寄与することを目的として、予算の範囲内において、小竹町観光振興推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に事業所等を有する者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の補助対象者が、当該年度内に行う事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象事業となる経費は次の表に掲げるものとする。

補助対象経費	内 容
宣伝事業費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成や広報媒体等を活用するために支払われる経費、ウェブサイト等の構築、更新、改修、開発、運用をするために要する経費等
その他	町長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費の10分の10以内（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、20万円を上限とする。なお、補助金の申請は2回までとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小竹町観光振興推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 企業の場合は、会社の登記簿謄本、個人事業主の場合は、代表者の住民票
- (4) その他町長が必要と認める書類

### (補助金の交付の可否の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小竹町観光振興推進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実施計画の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請時における事業計画の内容を変更しようとするときは、小竹町観光振興推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、第6条各号に規定する書類のうち必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは小竹町観光振興推進事業補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、事業を取りやめるときは、小竹町観光振興推進事業補助金取下げ届（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、小竹町観光振興推進事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) 事業の成果物又は事業を実施したことを証明する写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、報告に基づき補助対象事業の成果を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小竹町観光振興推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに小竹町観光振興推進事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

2 補助金の交付決定を取消す場合は、小竹町観光振興推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知し、返還の必要があると認めるときは、小竹町観光振興推進事業補助金返還命令書(様式第10号)により、命令するものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。